

※ 意見については、一部要約の上、記載しているものがあります。

No.	頁	意見の概要	意見に対する町の考え方
1	前文 第1段落	説明をできるだけ分かりやすく。 「音声言語」や「視覚的に表現」とあるので、対比のこ とばを使用し、「聴覚的に表現する音声言語とは異なり」 と加え説明してはどうか。	原案のとおりとさせていただきます。 この条例は、手話は言語であることへの理解や普 及を図るために制定するものですので、手話や 手話言語については、詳しく説明をしています。 ご意見につきましては、今後の参考とさせてい たいただきます。
2	前文 第4段落	第4段落で条例制定の理由を明記しているが、箇条書き にしてはどうか。	前文として、前の段落からのつながりもあるた め、原案のとおりとさせていただきます。

3	第7条 推進方針	<p>(7)として、「手話通訳者等の人材育成に関わることを」追加してはどうか。</p>	<p>原案のとおりとさせていただきます。</p> <p>手話通訳者等の人材育成も重要であることは認識しておりますが、平成28年に制定された「埼玉県手話言語条例」第10条において、「県は、市町村その他関係機関及び関係団体と協力して、手話通訳者等及びその指導の確保、養成及び手話に関する技術の向上並びに手話通訳に関する普及啓発に努めるものとする。」と規定されていますので、町としましては、埼玉県の条例に基づき、県と連携しながら進めていきたいと考えております。</p> <p>町の責務である手話言語に対する理解及び普及の促進や手話を使いやすい環境整備のための施策の推進を中心に組み組んでまいりたいと考えています。</p>
4	前文 第1段落	<p>「聞こえない」という漢字表記では音声についての意味にしばられてしまうため、聞こえない人が相手の話をきくこととは合わなくなってしまう。</p> <p>全日本ろうあ連盟においても、「きこえる・聞こえない」と表記しているため、平仮名で表記した方がよい。</p>	<p>ご意見を踏まえ、「きこえる・聞こえない」と平仮名表記に修正させていただきます。</p>

5	前文 第3 段落	<p>障害者基本法（昭和45年法律第84号）が、平成23年7月29日に改正され、「言語（手話を含む）」と明記された。</p> <p>このことを正しく、記載してほしい。</p>	<p>条約や法律が制定された年を記載しましたが、時系列になっていないため、分かりにくい記載となっています。</p> <p>制定した年は記載しないかたちとし、</p> <p>「障害者の権利に関する条約や障害者基本法において」</p> <p>と修正させていただきます。</p>
6	全体	<p>「手話」と「手話言語」が混在している。「手話言語」に統一した方がよい。</p> <p>尊厳や権利はみな平等に持つものであり、その個性や言語、コミュニケーションの方法等の多様性は尊重されるべきです。</p> <p>したがって、手話言語が音声言語と対等な言語として尊重及び推進していくため、また、ろう者が誇りを持って生きていくことができる社会を実現するために、「手話」ではなく「手話言語」という表現に統一した方がよい。</p>	<p>原案のとおりとさせていただきます。</p> <p>第3回手話言語条例検討委員会において、「手話」と「手話言語」のどちらか一方ではなく、使い分けをするということで、意見がまとまりました。そのためこのような表現となっています。</p> <p>手話言語条例検討委員会は、聴覚障がい当事者や聴覚障がい関係団体や関係機関等から委員を選出し、委嘱しています。</p>

7	全体	<p>「障がい」の表記については、国の法律に合わせて「障害」と漢字で表記したほうがよい。</p>	<p>現在杉戸町では、「障害」の「害」の字の表記については、国の法令や制度、施設名などの固有名詞以外は原則、「がい」と平仮名表記をしていることから、原案のとおりとさせていただきます。</p>
8	前文 第1段落	<p>「聞こえない」という漢字表記になっているが、全日本ろうあ連盟では、「きこえない・きこえにくい人」と平仮名表記をしているので、合わせた方がよいと思う。</p>	<p>No.4のご意見と同様かと思えます。 ご意見を踏まえ、「きこえない」と平仮名表記に修正させていただきます。</p>
9	前文 第3段落	<p>障害者の権利に関する条約において、手話が言語であると位置づけられたのは、平成23年である。 障害者基本法の制定は昭和45年であり、その頃から手話は言語であると定められていたかのように読めるため、 障害者基本法の改正により位置付けられたと記載してほしい。</p>	<p>No.5のご意見と同様かと思えます。 ご意見を踏まえ、 「障害者の権利に関する条約や障害者基本法において」 と修正させていただきます。</p>

10	第1条、第7条	<p>第1条の2行目に「聴覚障がい関係者等」とあるが、第6条では「聴覚障がい関係団体等」となっている。</p> <p>これは、第6条の「手話を必要とする人及び聴覚障がい関係団体等」をまとめて、第1条では「聴覚障がい関係者等」としているのでしょうか。</p> <p>第7条第3項では、「その他関係者」となっているが、聴覚障がい以外の障がい関係者も含むため、この表現となっているのでしょうか。</p>	お見込のとおりです。
11	第7条	<p>第7条第1項には、「手話及び手話言語に関する施策の推進」と表現しているが、この「手話」と「手話言語」はどのように区別しているのか、説明してほしい。</p> <p>第1号から第7号中は、全て「手話」となっている。</p>	<p>この条例では、「手話」は表現方法、「手話言語」はその表現方法が言語であることと区分しています。</p> <p>手話に対する理解及び普及と併せて、手話は言語であるとの認識の醸成が必要であると考えています。</p> <p>ご意見を踏まえ、 第1号を「手話及び手話言語の理解及び普及に関すること」、 第5号を「学校教育の場における手話及び手話言語の理解及び普及に関すること」と修正させていただきます。</p>